

令和6年度分の申請より、学用品購入費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費が**定額支給に変わっています！**

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者のみなさんへ

『令和8年度 特別支援教育就学奨励費』のお知らせ

釧路市教育委員会

1 特別支援教育就学奨励費とは

小・中・義務教育学校の特別支援学級（校区外へ通級している児童生徒含む）に在籍する児童・生徒の保護者に係る経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じて、就学に必要な経費の一部を援助する制度です。（生活保護・就学援助受給世帯は、生活保護・就学援助制度が優先されるため、対象外）

2 支給区分

家庭の経済状況や家族構成等に応じて3つの区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）に分けられ、その区分によって支給金額や内容が変わります。（校区外より通級している児童生徒については交通費のみ支給対象）

3 援助を受けるためには

下記のとおり申請書類を提出してください。学校が提出書類を受領した日に属する月が認定月となります。

（令和8年3月末までに提出された方は令和8年4月認定）

※就学援助を別途申請される場合でも、不認定になった時に備えて書類の提出をお願いします。

（1）申請書類

◆『令和8年度 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書』

※申請者名義の金融機関口座で、必ず銀行等の預金通帳を確認の上、記入してください。

※ゆうちょ銀行を希望される方は、他金融機関からの振込の受取口座を記入してください。

（通帳を開き下段に記載があります）

※信用金庫を希望される方は、口座番号記入欄に誤って「お客様番号」を記入しないよう、ご注意ください。

※特別支援教育就学奨励費対象児童生徒が**2人以上いる場合は、人数分の申請書の提出が必要**です。

◆『自家用車利用願』と『車検証（写）』

（校区外通学または肢体不自由学級等の児童生徒で通学に自家用車を利用する場合）

※保護者が通勤途中等に送迎する場合は対象外。

（2）提出期限・提出先

令和8年4月30日（木）までに学校へ提出してください。

新小・中1年生の児童・生徒については、入学する学校へ提出してください。

※この提出期限を過ぎても申請可能ですが、申請月からの認定となりますので、出来るだけ4月中に提出してください。

4 年間スケジュール（支給区分等によりスケジュールが異なる場合があります。）

～7月上旬 市教委より審査結果（支給区分の決定）を学校経由で配布

8月末 第1回 学用品等奨励費を支給

翌年1月末 第2回 学用品等奨励費を支給

翌年3月末 第3回 学用品等奨励費を支給

5 支給費目等一覧

※支給対象額の上限額は年度分を合算した金額になります。各回の上限額ではありません。

支給費目	対象学年	支給対象月	支給金額 (R7参考)	支給区分	支給月	提出書類
給食費	全学年	認定月から	徴収額の1/2	区分 I 区分 II	8・1・3月	
修学旅行費	当該学年	実施前認定	納入金額の1/2 【上限】 小：10,790円 中：28,860円		1月	
校外活動 参加費	全学年	実施前認定	交通費・宿泊費及び施 設見学料の1/2 【上限】宿泊を伴う 小：1,845円 中：3,105円 【上限】宿泊を伴わない 小：800円 中：1,155円		3月	
学用品 購入費	全学年	認定月から	小：5,820円 中：11,370円		8・1・3月	
体育実技 用具費	小1・4 中1	認定月から	小学校 スケート：5,905円 スキー：13,255円 中学校 柔道：3,825円 スケート：5,905円 スキー：19,015円		1月	
新入学 児童生徒 学用品費	小1、中1	認定月から	小：28,530円 中：31,500円		8月	
拡大教材費	弱視の児童生徒	認定月から	【上限】 1冊あたり 5,250円		8・1・3月	*請求書 *領収書
通学費	①校区外通学者 ②肢体不自由学級 在籍者、またはそれ に相当する障害 を有する者	認定月から	実費相当額 ※区分Ⅲは実費の1/2	区分 I 区分 II 区分 III	8・1・3月	*自家用車利用願 と車検証(写) *定期券を購入し た場合は領収書
職場実習 交通費	中学生	実施前認定	実費 ※区分Ⅲは実費の1/2		3月	
交流学習 交通費	全学年	実施前認定	実費 ※区分Ⅲは実費の1/2		3月	

※小学校は小学校または義務教育学校前期課程、中学校は中学校または義務教育学校後期課程と読み替えてください。

【お問い合わせ先】

釧路市教育委員会学校教育課学校教育係
TEL：0154-23-5186